

## 6. 館利用状況

区分		年度	平成元年～ 平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
常設展	個人	一般	224,292	2,010	2,657	1,444	2,331	1,380	234,114
		高大生	19,998	216	157	84	232	119	20,806
		小中生	14,206	76	292	48	159	70	14,851
	団体	一般	52,836	99	94	187	151	2,103	55,470
		高大生	53,174	61	110	78	60	298	53,781
		小中生	10,263	31	2	6	151	248	10,701
	文・美共通券	一般	10,456	3,256	3,943	3,891	2,635	1,978	26,159
		高大生	6,675	1,990	773	690	245	364	10,737
		小中生	1,418	261	533	281	498	373	3,364
		館共通観覧券	-	-	-	-	237	386	623
		定期観覧券	-	-	-	-	39	30	69
		教育課程(有料)	11,009	333	330	371	393	361	12,797
		クーポン	-	-	225	932	427	568	2,152
		身障者	474	-	-	-	-	747	1,221
	有料入館者計	404,801	8,333	9,116	8,012	7,558	8,278	446,098	
	無料入館者計	119,923	6,675	6,968	11,664	7,350	11,096	163,676	
	観覧者合計	524,724	15,008	16,084	19,676	14,908	19,374	609,774	
企画展	個人	一般	106,422	1,560	1,475	2,360	2,169	2,104	116,090
		高大生	9,539	115	64	106	99	92	10,015
		小中生	4,604	7	17	109	64	46	4,847
	団体	一般	11,292	15	43	238	244	2,468	14,300
		高大生	4,763	0	1	0	0	170	4,934
		小中生	1,938	0	2	1	0	468	2,409
		館共通観覧券	-	-	-	-	239	310	549
		定期観覧券	-	-	-	-	18	32	50
		教育課程	2,303	36	112	90	74	388	3,003
		クーポン	-	-	-	293	132	295	720
		身障者	21	-	-	-	-	411	432
		有料入館者計	140,882	1,733	1,714	3,197	3,039	5,985	156,550
		無料入館者計	116,480	5,499	5,402	6,598	6,377	8,008	148,364
		観覧者合計	257,362	7,232	7,116	9,795	9,416	13,993	304,914
常設展・企画展合計		782,086	22,240	23,200	29,471	24,324	33,367	914,688	
講堂	件数	1,623	182	180	184	165	168	2,502	
	利用人数	423,858	40,870	44,846	48,789	41,324	40,600	640,287	
研修室	件数	3,689	303	316	314	290	276	5,188	
	利用人数	181,256	16,535	20,047	19,882	15,460	13,265	266,445	
閲覧室	利用人数	93,976	9,120	8,869	8,068	8,981	7,740	136,754	
研究室	件数	1,161	90	115	107	79	102	1,654	
	利用人数	5,072	469	599	543	380	555	7,618	
茶室	件数	913	74	66	64	79	63	1,259	
	利用人数	80,203	4,444	4,603	4,980	5,163	3,705	103,098	
野外施設	件数	58	10	9	15	57	46	195	
	利用人数	11,610	632	460	1,600	2,245	2,784	19,331	
利用者合計		1,578,061	94,310	102,624	113,333	97,877	102,016	2,088,221	

注)平成7年度から身障者及び65歳以上は無料となる。  
注)平成13年7月1日から文学館・美術館の共通入場券を発売する。(常設展のみ)  
注)平成14年度から小中高生は、全ての土曜日が無料となる。  
注)平成14年度から野外研修施設は峡中地域振興局の管轄となる。  
注)平成17年度から野外研修施設は文学館の管轄となる。

## 企画展観覧者数

開館20周年記念 太宰治生誕100年 平成21年5月2日～6月28日 52日間

区分	個人			団体			4館 共通 観覧 券	文学 館定 期観 覧券	ク ー ポ ン 券	教育 課程 有料	教育 課程 無料	有料 入館 者計	無料 入館 者計	観覧 者 合計	一日 平均
	一般	高大生	小中生	一般	高大生	小中生									
計	1550	69	33	1565	142	228	179	21	0	0	227	3787	3757	7544	146

開館20周年記念 樋口一葉と甲州 平成21年9月19日～11月23日 59日間

区分	個人			団体			4館 共通 観覧 券	文学 館定 期観 覧券	ク ー ポ ン 券	教育 課程 有料	教育 課程 無料	有料 入館 者計	無料 入館 者計	観覧 者 合計	一日 平均
	一般	高大生	小中生	一般	高大生	小中生									
計	554	23	13	903	28	240	131	11	295	0	161	2,198	4,251	6,449	110

## 特設展観覧者数

平成21年7月18日～8月23日 36日間

開館20周年記念 HC アンデルセン「人魚のお姫さま」- 青い瞳の涙 -

観覧者合計： 3,027名（常設展観覧者合計の内数）

## 収蔵品展観覧者数

平成21年12月2日～平成22年2月28日 44日間

開館20周年記念 収蔵名品展 直筆のメッセージ

観覧者合計： 3,007名（常設展観覧者合計の内数）

# 7. 関係法規

## 山梨県立文学館設置及び管理条例

(平成元年3月27日 条例第10号)

最終改正 平成20年3月28日条例第19号

(設置)

第1条 文学に関する県民の知識を深め、教養の向上を図り、もって県民文化の発展に寄与するため、文学館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 文学館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立文学館

位置 甲府市

(事業)

第3条 山梨県立文学館(以下「文学館」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- 一 文学に関する書籍、原稿、文献、写真、フィルムその他の資料及び文学者の遺品等(以下「文学資料等」という。)を収集し、保管し、展示し、及び閲覧に供すること。
- 二 文学資料等の調査研究を行うこと。
- 三 文学に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を開催すること。
- 四 文学資料等の利用に関し、必要な助言、指導等を行うこと。
- 五 研修室、講堂及び研究室を一般の使用に供すること。
- 六 その他文学館の設置の目的を達成するため必要な事業

(職員)

第4条 文学館に、館長その他の職員を置く。

(指定管理者による管理)

第5条 教育委員会は、地方自治法 昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に文学館の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認(第11条第1項及び第二項の承認を除く。)に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 第3条第五号に掲げる事業に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(指定の手續)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、教育委員会が定める日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、文学館の効用を発揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、文学館の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(休館日)

第8条 文学館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

ただし、第一号又は第二号に掲げる日が1月2日、同月3日又は4月30日から5月5日までの日である場合には、休館日としないものとする。

- 一 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)である場合を除く。)
- 二 休日の翌日(この日が日曜日である場合を除く。)
- 三 12月29日から翌年の1月1日までの日
- 四 1月の第2火曜日(この日が1月8日である場合にあっては第3火曜日)から翌週の月曜日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(開館時間等)

第9条 文学館(研修室、講堂、閲覧室及び研究室を除く。)の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 文学館の研修室及び講堂の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。

3 文学館の閲覧室及び研究室の利用時間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 次号に掲げる日以外の日 午前9時から午後7時まで
- 二 日曜日、土曜日又は休日 午前9時から午後6時まで

4 前三項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、開館時間又は利用時間を変更することができる。

(観覧の承認等)

第10条 文学館に展示されている文学資料等(教育委員会が指定するものに限る。)を観覧しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により観覧の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

- 二 施設、設備器具又は文学資料等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

3 第1項の承認を受けた者は、別表第1に定める額の観覧料を納付しなければならない。

(利用の承認等)

第11条 文学館に保管されている文学資料等(教育委員会が指定するものを除く。)を閲覧しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 文学館に展示され、又は保管されている文学資料等(教育委員会が指定するものを除く。)を撮影しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けた者は、別表第2に定める額の利用料を納付しなければならない。

4 前条第2項の規定は、第1項及び第2項の承認に準用する。この場合において、同条第2項中「指定管理者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

(研修室等の使用の承認等)

第12条 文学館の研修室、講堂又は研究室を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、別表第3に定める額の使用料を納付しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第1項の承認を受けた者は、設備器具を使用するときは規則で定める額の使用料を前納しなければならない。

4 第10条第2項の規定は、第1項の承認に準用する。

(承認の取消し)

第13条 指定管理者は、文学館を利用する者が第10条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第1項又は前条第1項の承認を取り消すものとする。

2 前項の規定は、第11条第1項又は第2項の承認に準用する。この場合において、前項中「指定管理者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

(観覧料等の還付)

第14条 既に納付した観覧料、利用料又は使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料等の免除)

第15条 知事が特別の理由があると認めるときは、観覧料、利用料又は使用料の全部又は一部を免除することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第16条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育

委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から2月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第6条各号に掲げる業務の実施の状況

二 文学館の管理の業務に係る収支の状況

三 前二号に掲げるもののほか、文学館の管理の状況を把握するために教育委員会が必要と認める事項

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第5条から第11条まで及び別表第1から別表第3までの規定は平成元年11月1日から、次項の規定は規則で定める日から施行する。

(平成元年規則第53号で平成元年11月1日から施行)  
(山梨県文学館建設基金条例の廃止)

2 山梨県文学館建設基金条例(昭和60年山梨県条例第5号)は、廃止する。

(山梨県附属機関の設置に関する条例の一部改正)

3 山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和60年山梨県条例第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和40年山梨県条例第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、次項及び附則第4項の規定は公布の日から、第1条中山梨県立美術館設置及び管理条例別表第3の改正規定(「第8条関係」)を「第12条関係」に改める部分を除く。)及び第2条中山梨県立文学館設置及び管理条例別表第3の改正規定(「第8条関係」)を「第12条関係」に改める部分を除く。)は平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

4 教育委員会は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の山梨県立文学館設置及び管理条例(次項において「新条例」という。)第5条及び第7条の規定の例により、山梨県立文学館の管理に関し、指定管理者を指定することができる。

5 第2条の規定による改正前の山梨県立文学館設置及び管理条例第6条第1項又は第8条第1項の規定

によりされた承認であって、当該承認に係る利用の  
 日が施行日以後であるものは、新条例第10条第1  
 項又は第12条第1項の規定によりされた利用の承  
 認とみなす。

別表第1（第10条関係）  
 一 常設の展示の場合

区 分	観 覧 料	
	個 人	団 体
一 般	1人 310円	1人 250円
大学、高等専門学校及び高等学校並びにこれらに類する学校及び施設の学生及び生徒	1人 210円	1人 160円
小・中学校の児童及び生徒	1人 100円	1人 80円

備考 団体とは、20人以上をいう。

二 特別の企画による展示の場合

次の表に定める観覧料の額の範囲内で、それぞれの  
 展示ごとに知事が定める額

区 分	観 覧 料	
	個 人	団 体
一 般	1人 1050円	1人 840円
大学、高等専門学校及び高等学校並びにこれらに類する学校及び施設の学生及び生徒	1人 520円	1人 420円
小・中学校の児童及び生徒	1人 310円	1人 210円

備考 団体とは、20人以上をいう。

三 常設の展示及び特別の企画による展示の定期観覧  
 の場合

区 分	観 覧 料
一 般	1人 1500円
大学、高等専門学校及び高等学校並びにこれらに類する学校及び施設の学生及び生徒	1人 750円
小・中学校の児童及び生徒	1人 500円

備考 定期観覧とは、第10条第1項の承認の日から  
 起算して1年間の観覧をいう。

別表第2（第11条関係）

区 分	利 用 料
モノ クローム	学术研究を目的とする場合 1点1回につき 210円
	出版等の収入を伴う場合 1点1回につき 3040円
カラー	学术研究を目的とする場合 1点1回につき 470円
	出版等の収入を伴う場合 1点1回につき 5980円

備考

- 一 原稿、墨書及び絵画は、1葉を1点とする。
- 二 その他の文学資料等は、各個を1点とする。

別表第3（第12条関係）

一 研修室及び講堂を使用する場合

使用 区分 施設 区分	入場料金を徴収しない場合				入場料金を徴収する場合
	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで	
研修室	1,170円	1,370円	1,370円	3,740円	上記使用料の額に2割の割増率を乗じて得た額を当該使用料の額に加算した額
講 堂	10,200円	11,340円	11,340円	30,880円	

備考 使用料の額に10円未満の端数があるときは、  
 その端数金額を切り捨てる。

二 研究室を利用する場合

イ ロに掲げる日以外の日に使用する場合

使用 区分 施設 区分	午前9時 から正午 まで	正午から 午後5時 まで	午後5時 から午後 7時まで	午前9時 から午後 7時まで
	共同 研究室	320円	600円	270円
個人 研究室	130円	230円	110円	470円

ロ 日曜日、土曜日及び休日に使用する場合

使用 区分 施設 区分	午前9時 から正午 まで	正午から 午後6時 まで	午前9時 から午後 6時まで
	共同 研究室	320円	810円
個人 研究室	130円	340円	470円

# 山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則

(平成元年10月30日 教育委員会規則第15号)

最終改正 平成21年3月31日教委規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、山梨県立文学館設置及び管理条例(平成元年山梨県条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。  
(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第7条第1項の規定による山梨県立文学館の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行われなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 七 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第7条第2項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため教育委員会が必要と認める書類

(閲覧の承認等)

第3条 条例第11条第1項の規定による閲覧の承認を受けようとする者は、文学資料等閲覧承認申請書(第2号様式)を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により承認を受けた者は、文学資料等を所定の場所で閲覧しなければならない。

(撮影の承認)

第4条 条例第11条第2項の規定による撮影の承認を受けようとする者は、文学資料等撮影承認申請書(第3号様式)を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定により文学資料等の撮影を承認したときは、当該申請者に対し、文学資料等撮影承認書(第4号様式)を交付するものとする。

(観覧料等の還付)

第5条 条例第14条ただし書の規定により、観覧料、利用料又は使用料(以下「観覧料等」という。)を還付する場合は、次の各号に掲げるときとし、還付の額は当該各号に掲げる額とする。

- 一 観覧者、利用者又は使用者の責に帰すことのできない理由により観覧、利用又は使用することができなくなつたとき。 全額
  - 二 利用又は使用する日の三日前までに利用又は使用の取消しを届け出たとき。 2分の1に相当する額
- 2 前項に定める観覧料等の還付を受けようとする者

は、観覧料等還付申請書(第5号様式)を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

(観覧料等の免除)

第6条 条例第15条の規定により、観覧料等の全部又は一部を免除する場合は、次の各号のいずれかに掲げるときとし、免除の額は当該各号に定める額とする。

- 一 土曜日において、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の児童又は生徒が観覧するとき。 条例別表第1に定める額の全額
- 二 県内の小学校、中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童又は生徒が、7月10日から8月31日までの間に観覧するとき。 条例別表第1に定める額の全額
- 三 県内の小学校、中学校及び特別支援学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧(常設の展示の場合に限る。)するとき。 条例別表第1に定める額の全額
- 四 県内の高等学校の生徒及び引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧(常設の展示の場合に限る。)するとき。 条例別表第1に定める額の2分の1に相当する額のうち、いずれか低い額に達するまでの額
- 五 65歳以上の者が観覧(県内に住所を有しない者にあつては、常設の展示の場合に限る。)するとき。 条例別表第1に定める額の全額
- 六 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者及びその介護を行う者が観覧するとき。 条例別表第1に定める額の全額
- 七 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、常設展・企画展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第1第1号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第2号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 八 同一の日において、文学館及び山梨県立美術館の常設の展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、文学館・美術館常設展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第1第1号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 九 特別の企画による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、当該展示に係る開催期間の初日の前日までに前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第1第2号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 十 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、当該特別の企画による展示に係る開催期間の初日の前日までに常設展・企画展共通前

売り観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第1第1号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第2号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

士 山梨県内に所在する宿泊施設に宿泊する者（団体により観覧する者を除く。）が、当該宿泊施設に宿泊した日又はその翌日に観覧するとき。 条例別表第1第1号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第2号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

士 山梨県内に所在する美術館、博物館等で相互に個人の観覧料の免除を実施することとしたものに係る定期利用券（一定期間の利用の許可、承認等を受けたものをいう。）を有する者が観覧するとき。 条例別表第1第1号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第2号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

士 その他館長が特別の理由があると認めるとき。 観覧料等のうち館長が相当と認める額

2 前項第三号、第四号又は第十三号に該当する場合において、観覧料等の免除を受けようとする者は、観覧料等免除申請書 第6号様式 を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 館長は、前項の規定により観覧料等の免除を承認したときは、当該申請者に対し、観覧料等免除承認書 第7号様式 を交付するものとする。

4 第1項第一号、第二号、第五号、第六号、第十一号又は第十二号に該当する場合において、観覧料の免除を受けようとする者は、同項第一号、第二号、第五号、第六号、第十一号又は第十二号に該当することを証する書類を館長に提示するものとする。

（館長への委任）

第7条 教育委員会は、この規則に定めるもののほか、館長に次の事項を委任する。

一 条例第8条第2項の規定による休館日の変更の承認に関すること。

二 条例第9条第4項の規定による開館時間の変更の承認に関すること。

三 条例第11条第1項及び第2項の規定による利用の承認等に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成元年11月1日から施行する。

（山梨県教育庁組織規則の一部改正）

2 山梨県教育庁組織規則（昭和60年山梨県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成4年教委規則第8号）

この規則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成7年教委規則第4号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成14年教委規則第9号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第12号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第21号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（山梨県立文学館処務規程の一部改正）

2 山梨県立文学館処務規程（平成元年山梨県教育委員会規則第8号）第8条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 文学館において規則第3条に規定する文学館・美術館常設展共通観覧券の交付を受けようとする者に係る山梨県立美術館設置及び管理条例 昭和53年山梨県条例第5号 第6条第1項の規定による観覧の承認に関すること。

附 則（平成19年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第3号）

（施行期日）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、次項の規定は公布の日から、第1条の規定は平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 山梨県立美術館設置及び管理条例及び山梨県立文学館設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成20年山梨県条例第19号）附則第4項の規定により同条例の施行の前日に山梨県立文学館の管理に関し地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、この規則による改正後の山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則第2条及び第1号様式の規定の例による。

附 則（平成21年教委規則第8号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

## 山梨県文学資料取得基金条例

（昭和60年3月29日 条例第6号）

（設置）

第1条 文学作品及び文学に関する資料の取得を円滑かつ効率的に行うため、山梨県文学資料取得基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、2千万円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は積立額相当額増加するものとする。

(運用)

第3条 知事は、基金の設置の目的に応じ、基金の确实かつ効率的な運用に努めなければならない。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

## 山梨県立文学館処務規程

(平成元年3月30日 教育委員会規則第8号)

最終改正 平成21年3月31日 教委規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、山梨県立文学館(以下「文学館」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(課の設置)

第2条 文学館に総務課、学芸課及び資料情報課を置く。

(グループの設置)

第3条 館長は、必要に応じ文学館にグループを置くことができる。

2 館長は、前項の規定によりグループを置き、又はその数を変更しようとするときは、あらかじめ教育長に協議しなければならない。

(リーダー)

第4条 館長は、必要に応じグループにリーダーを置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、館長は、必要に応じ文学館にリーダーを置くことができる。この場合において、あらかじめ教育長に協議しなければならない。

3 リーダーは、上司の命を受け、グループの担当事務を処理する。

(職員)

第5条 文学館に館長、副館長その他の職員を置く。

2 館長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、所掌事務を掌理する。

3 副館長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、館長を補佐する。

4 所属職員は、上司の命を受け、所掌事務を処理する。

(分掌事項)

第6条 課の分掌事項は、次のとおりとする。

総務課

一 指定管理者との連絡調整に関すること。

二 公印の管守に関すること。

三 文書の收受、発送、編集、保存及び記録の編集に関すること。

四 職員の服務に関すること。

五 会計経理に関すること。

六 物品の出納、保管及び処分に関すること。

七 施設及び山梨県芸術の森公園の管理に関すること。

八 文学館協議会等に関すること。

九 他の課の所掌に属しない事務に関すること。

学芸課

一 文学資料等の収集に関すること。

二 文学資料等の整理、保管及び展示に関すること。

(資料情報課の所掌に属するものを除く。)

三 文学に関する調査研究に関すること。

四 文学資料等の利用に関する指導助言に関すること。

五 文学に関する編集及び刊行に関すること。

六 関係機関等との文学資料等の相互貸借等に関すること。

七 文学に関する講演会、講座等普及事業に関すること。

八 文学に関する相談及び指導助言に関すること。

九 文学館専門委員会に関すること。

十 前各号のほか、学芸事務及び普及事務に係るること。

資料情報課

一 文学資料等の整理及び保管に関すること。

二 文学に関する調査研究に関すること。

三 文学資料等の閲覧及び利用に関すること。

四 文学資料等の検索システムに関すること。

五 レファレンスサービスに関すること。

六 閲覧室、研究室及びビデオブースの利用に関すること。

七 他の関係機関等との情報交換に関すること。

八 その他前各号に準ずる事項に関すること。

(館長の専決)

第7条 館長は、次の事項について専決することができる。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。

一 山梨県教育委員会が山梨県知事から委任を受けた山梨県芸術の森公園内の施設(以下「都市公園施設」

という。)の管理運営に係る都市公園法 昭和31年法律第79号。及び山梨県都市公園条例 昭和39年山梨県条例第21号。以下「都市公園条例」という。)の規定による次の事項

イ 都市公園法第5条第1項の規定による公園管理者以外の者の公園施設の設置又は管理に関すること。

ロ 都市公園法第6条第1項及び第3項の規定による都市公園の占有に関すること。

ハ 都市公園法第8条の規定による許可の条件に関すること。

ニ 都市公園法第9条の規定による国の行う都市公園の占有の協議に関すること。

ホ 都市公園法第10条第2項の規定による都市公園の原状回復等の指示に関すること。

ヘ 都市公園法第17条第1項の規定による都市公園台帳に関すること。

ト 都市公園法第27条第1項の規定による第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項の規定による許可に係る監督処分に関すること。

チ 都市公園条例第3条の規定による行為の禁止に関すること。

リ 都市公園条例第4条の規定による行為の制限に関すること。

ヌ 都市公園条例第7条の規定による利用の禁止又は制限に関すること。

ル 都市公園条例第8条の規定による許可の取り消し等に関すること。

二 その他前二号に準ずる事項に関すること。

(副館長の専決)

第8条 副館長は、次の事項について専決することができる。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。

一 職員の旅行の命令及びその復命の受理に関すること。

二 職員の年次有給休暇の付与、有給休暇(年次有給休暇を除く。)介護休暇及び職務に専念する義務の免除の承認並びに週休日の振替(半日勤務時間の割振り変更を含む。)に関すること。

三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の規定による部分休業の承認に関すること。

四 職員の特殊勤務、時間外勤務、休日勤務(休日の代休日の勤務を含む。)夜間勤務及び宿日直勤務の命令並びに休日の代休日の指定に関すること。

五 職員の扶養親族の認定並びに通勤手当、住居手当及び単身赴任手当の確認及び決定に関すること。

六 二月以内の期間の臨時的任用に関すること。

七 教育財産の使用許可に関すること。(土地、建物又は建物以外の工作物の使用許可のうち電柱、ガス管、水道管、自動販売機その他これらに類する物の

のものに限る。)

八 山梨県立文学館設置及び管理条例(平成元年山梨県条例第10号。以下「文学館条例」という。及び山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則(平成元年山梨県教育委員会規則第15号。以下「規則」という。)の規定による次の事項

イ 文学館条例第8条第2項の規定による休館日の変更の承認に関すること。

ロ 文学館条例第9条第4項の規定による開館時間の変更の承認に関すること。

ハ 文学館条例第11条第1項及び第2項の規定による利用の承認等に関すること。

ニ 規則第5条第2項の規定による観覧料、利用料又は使用料の還付に関すること。

ホ 規則第6条の規定による観覧料、利用料又は使用料の免除に関すること。

九 山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例(平成19年山梨県条例第36号。以下「特例条例」という。)の規定による次の事項

イ 特例条例第2条の規定による観覧の承認に関すること。

ロ 特例条例第3条ただし書の規定による観覧料の還付に関すること。

ハ 特例条例第4条の規定による観覧料の免除に関すること。

十 都市公園施設の管理運営に係る都市公園条例の規定による次の事項

イ 都市公園条例第4条第1項の規定による都市公園(有料公園施設を除く。)における行為の許可に関すること。

ロ 都市公園条例第9条第2項の規定による使用料の免除及び同条第3項の規定による使用料の還付に関すること。

十一 証明、届出、申請、通知、照会、報告及び回答等に関すること。

十二 その他前各号に準ずる事項に関すること。

(館長の代決)

第9条 館長が不在で急務を要するときは、副館長がその事務を代決する。

(副館長の代決)

第10条 副館長が不在で急務を要するときは、主務課長がその事務を代決する。

(代決事務の後関)

第11条 前2条の規定により代決した事務は、当該代決者において特に必要と認められるものについては、それぞれ上司の後関を受けなければならない。

(事業計画の作成)

第12条 館長は、毎年度末までに翌年度の事業計画を作成し、教育長の承認を得るものとする。

(報告等)

第13条 館長は、次に掲げる事項について、教育長に

報告しなければならない。

- 一 事業概要及び利用状況
- 二 その他必要な事項  
( 服務及び文書処理等 )

第14条 この規則に定めるもののほか、文書の処理に必要な事項については、山梨県教育庁行政文書管理規程(平成18年山梨県教育委員会訓令第2号)の例により、職員の服務その他必要な事項については、山梨県教育事務所処務規程(昭和43年山梨県教育委員会訓令第3号)の例による。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、館長が定めることができる。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成21年教委規則第9号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

### 山梨県附属機関の設置に関する条例

(昭和60年3月29日 条例第3号)

最終改正 平成19年7月9日 条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例に別に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の設置及び担当事務)

第2条 知事の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

(省略)

2 教育委員会の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

- 山梨県図書館協議会
- 山梨県高等学校入学選抜制度審議会
- 山梨県へき地等教育振興審議会
- 山梨県特別支援教育振興審議会
- 山梨県立美術館協議会
- 山梨県考古博物館協議会
- 山梨県地方産業教育審議会
- 山梨県文学館協議会

3 前2項の規定により設置される附属機関の担当事務は、別表第1の担当事務欄に掲げるとおりとする。

第3条 (省略)

第3条の2 (省略)

(組織)

第4条 附属機関は、別表第1、別表第2及び別表第3の委員の定数欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の委員の要件欄に掲げる者のうちから、知事教

育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。以下同じ。が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の委員の任期欄に掲げるとおりとする。

4 附属機関に、規則(教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会規則。以下同じ。)で定めるところにより、特別委員、専門委員又は臨時委員(以下「特別委員」と総称する。)を置くことができる。

5 特別委員は、規則で定めるところにより、知事が任命し、又は委嘱する。

(会長等)

第5条 附属機関に、規則で定めるところにより、会長又は委員長(以下「会長」と総称する。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」と総称する。)を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、規則で定める場合を除くほか、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会等)

第7条 附属機関に、規則で定めるところにより、部会又は小委員会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関の担当事務、組織及び運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条、第4条関係)

一 知事の附属機関 (省略)

二 教育委員会の附属機関 (抜粋)

附属機関	山梨県文学館協議会
担 任 事 務	博物館法第20条第2項の規定による山梨県立文学館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務
委員の定数	15人以内
委員の要件	一 学校教育の関係者

	二 社会教育の関係者
	三 家庭教育の向上に資する活動を行う者
	四 学識経験のある者
委員の任期	2年

## 山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則

(昭和60年3月29日 教委規則第11号)

(趣旨)

第1条 この規則は、山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和60年山梨県条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条(省略)

(補欠委員の任期)

第3条 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 条例第5条第1項の規定により、附属機関に会長及び副会長一人を置く。

(定足数の特例)

第5条 条例第6条第2項の規則で定める場合は、次の表の附属機関欄に掲げる附属機関の会議について、同表の定足数欄に掲げる数の委員が出席しなければ開くことができない場合とする。

附属機関	定足数
山梨県高等学校入学選抜制度審議会	過半数
山梨県へき地等教育振興審議会	過半数
山梨県立美術館協議会	過半数
山梨県考古博物館協議会	過半数
山梨県文学館協議会	過半数
山梨県地方産業教育審議会	過半数
山梨県スポーツ振興審議会	過半数

第6条(省略)

(幹事)

第7条 附属機関に、その定めるところにより、幹事を置くことができる。

(資料の提出等の要求)

第8条 附属機関は、その担任する事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(意見の陳述)

第9条 関係職員は、会長の許可を得て、附属機関の会議に出席し、審議事項に関して意見を述べることができる

第10条～第11条(省略)

(定例会及び臨時会)

第12条 次の表の附属機関欄に掲げる附属機関の会議は、定例会及び臨時会とし、定例会の開催回数は、同表の開催回数欄に掲げるとおりとする。

附属機関	開催回数
山梨県立美術館協議会	年2回
山梨県考古博物館協議会	年2回
山梨県文学館協議会	年2回

2 前項に規定する臨時会は、必要に応じて開催する。(庶務)

第13条 附属機関の庶務は、次の表の所属欄に掲げる所属において処理する。

附属機関	所属
山梨県図書館協議会	図書館
山梨県高等学校入学選抜制度審議会	高校教育課
山梨県へき地等教育振興審議会	義務教育課
山梨県特別支援教育振興審議会	高校教育課
山梨県立美術館協議会	美術館
山梨県考古博物館協議会	考古博物館
山梨県文学館協議会	文学館
山梨県地方産業教育審議会	高校教育課
山梨県スポーツ振興審議会	スポーツ健康課

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が当該附属機関に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成19年教委規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 山梨県立文学館専門委員会要綱

(設置)

第1条 山梨県立文学館(以下「文学館」という。)の事業運営上の専門的事項について協議するため、山梨県立文学館専門委員会(以下「委員会」という。)を文学館に置く。

(組織)

第2条 委員会は、8名以内の委員をもって組織し、委員は文学館の運営又は文学に関し、専門的知識を有する者の中から、文学館長(以下「館長」という。)が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

(会議)

第3条 会議は必要に応じ、館長が必要とする事項について協議する。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は文学館において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は館長が別に定める。

## 附則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

## 附則

この要綱は、平成6年4月1日から改正する。

この要綱は、平成13年4月1日から改正する。

## 山梨県立文学館協力員設置要綱

### (設置及び目的)

第1条 山梨県立文学館(以下「文学館」という。)の事業に、ボランティア活動をとおり、文学館の利用者の便宜をはかるとともに円滑な文学館運営を促進し、もって県民のための文学館としての地域文化の向上に資することを目的として文学館協力員(以下「協力員」という。)を置く。

### (業務)

第2条 協力員は、文学館の活動に対し必要に応じて、次の業務を行う。

- 一 入館者に対する助言及び相談
- 二 入館者の案内等
- 三 その他必要と認める業務

### (資格及び委嘱)

第3条 協力員は、一般公募より募集し、応募者の中から次の条件を満たす者につき館長が委嘱する。

- 1 文学について関心と理解を有する者
- 2 文学館において所定の研修を受け、おおむね月1日(1日8時間)のボランティア活動が可能で健康な者

### (任期)

第4条 協力員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (その他)

第5条 協力員は、文学館が主催する展覧会等の入場について優遇を受けることができる。

## 附則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

## 山梨県都市公園条例

(昭和39年3月31日 条例第21号)

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)の規定に基づき、都市公園の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものとする。

- 一 都市公園 法第2条第1項に規定する都市公園
- 二 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設
- 三 有料公園施設 別表第1上欄に掲げる都市公園の同表下欄に掲げる使用料又は利用

料金を徴収して利用に供する公園施設

### 第2章 都市公園の管理

#### (行為の禁止)

第3条 都市公園においては、正当な理由がなく次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 公園施設の損傷又は汚損
- 二 竹木の伐採若しくは植物の採取又はこれらび損傷
- 三 土地の形質の変更
- 四 鳥獣類の捕獲又は殺傷
- 五 はり紙若しくははり札又は広告の表示
- 六 ごみの投げ捨てその他の不衛生な行為
- 七 たき火その他の公園施設等に危険を及ぼすおそれのある行為
- 八 立入禁止区域への立入り
- 九 指定された場所以外の場所への車馬の乗入れ

#### (行為の制限)

第4条 都市公園(有料公園施設を除く。)において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則の定めるところにより申請書を知事に提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 物品の販売、募金その他これらに類する行為
- 二 業としての写真又は映画の撮影
- 三 興行
- 四 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し
- 五 花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為

2 知事は、前項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障に及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。

3 知事は、第1項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を附することができる。

#### (休業日及び利用時間)

第5条 公園施設の休業日及び利用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休業日に営業し、若しくは休業日以外の日に休業し、又は利用時間を変更することができる。

### 第6条 削除

#### (利用の禁止又は制限)

第7条 知事は、都市公園の保全のため必要があると認めるときは、その利用を禁止し、又は制限することができる。

#### (許可の取消し等)

第8条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復その他必要な措置を命ずること

ができる。

- 一 この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
  - 二 この条例の規定による許可に附した条件に違反した者
  - 三 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- 2 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- 一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
  - 二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
  - 三 前各号のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

(使用料等)

第9条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第4条第1項の許可又は第14条第1項若しくは第2項の承認(山梨県芸術の森公園の利用に係るものに限る。を受けた者は、次に定める使用料を、規則の定めるところにより納付しなければならない。

- 一 第4条第1項各号に定める行為の場合又は工作物その他の物件若しくは公園施設の利用等(以下この号において「行為又は利用等」という。)については、別表第3に定める額(当該行為又は利用等が消費税法 昭和63年法律第108号 第4条第1項に規定する資産の譲渡等に該当し、かつ、同法第6条第1項の規定により消費税の非課税のものに該当しないときは、当該行為又は利用等について同表に定める額に100分の105を乗じて得た額)
- 二 第14条第1項又は第2項の承認を受けた利用については、別表第4に定める額

- 2 知事は、公益上必要があると認める場合においては、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。
- 3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、許可を受けた者の責に帰することのできない理由によつて当該許可に係る行為をすることができなくなった場合においては、その全部又は一部を還付するものとする。

### 第3章 指定管理者による管理

(指定管理者による管理)

第10条 知事は、地方自治法 昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項の規定により、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に別表第5の上欄に掲げる都市公園の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 公園施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 二 有料公園施設の利用の承認に関する業務
- 三 別表第五の上欄に掲げる都市公園ごとに、それぞれ同表の下欄に定める業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、都市公園の効用を発揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、都市公園の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、都市公園の平等な利用を確保することができるものであること。
- 四 事業計画に沿つた管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(指定管理者の管理する公園施設の休業日及び利用時間)

第13条 第5条ただし書の規定にかかわらず、指定管理者が管理する公園施設にあつては、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休業日に営業し、若しくは休業日以外の日に休業し、又は利用時間を変更することができる。

(利用の承認等)

第14条 有料公園施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者が当該承認に係る有料公園施設内に第3条第5号の広告を表示しようとする場合は、指定管理者の承認を受けて同号の広告を表示することができる。

3 指定管理者は、前2項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 宿泊施設にあつては、衛生上支障があると認められるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

4 第1項又は第2項の承認（山梨県芸術の森公園の利用に係るものを除く。をを受けた者は、第16条第2項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

（承認の取消し）

第15条 有料公園施設を管理する指定管理者は、当該有料公園施設を利用する者が前条第3項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第1項又は第2項の承認を取り消すものとする。

（利用料金等）

第16条 第14条第4項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金の額は、別表第6に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

3 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

4 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、有料公園施設を利用する者の責に帰することができない理由によつて利用できなかつた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（事業報告書の作成及び提出）

第17条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項（山梨県芸術の森公園を管理する指定管理者にあつては、第三号に掲げる事項を除く。を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第11条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 都市公園の管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、都市公園の管理の状況を把握するために知事が必要と認める事項

#### 第四章 監督（省略）

#### 第五章 雑則

（公園施設の設置等の申請書の記載事項）

第24条 法第5条第1項の条例で定める事項は、公園施設の設置又は管理の目的、期間、場所、内容及び方法その他規則で定める事項とする。

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、工作物その他の物件又は施設の管理の方法その他規則で定める事項とする。

（軽易な変更事項）

第25条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更事項は、工作物その他の物件又は施設の主要構造部に影響を与えない構造の一部変更その他規則で定める事項とする。

（都市公園の区域の変更及び廃止）

第26条 知事は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにして、その旨を告示しなければならない。

（公園予定区域及び予定公園施設についての準用）

第27条 第3条、第4条、第7条から第9条まで、第24条及び第25条の規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

（委任）

第28条 この条例に定めるものを除くほか、必要な事項は、規則で定める。

#### 第六章 罰則

（過料）

第29条 次の各号の一に該当する者に対しては5万円以下の過料を科する。

- 一 第3条の規定に違反して同条各号の一に掲げる行為をした者
- 二 第4条第1項の規定に違反して同項各号の一に掲げる行為をした者
- 三 第8条の規定による知事の命令に違反した者

第30条 偽りその他不正な行為によりこの条例による使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

（両罰規定）

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和39年5月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県都市公園条例第10条及び第12条の規定の例により、山梨県芸術の森公園及び山梨県桂川ウェルネスパークの管理に関し、地方自治法 昭和22年法律第67号 第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定することができる。

附 則（平成21年条例第46号）

この条例は、平成21年8月2日から施行する。

## 山梨県都市公園条例施行規則

(昭和39年5月25日 規則第34号)

(趣旨)

第1条 この規則は、山梨県都市公園条例 昭和39年山梨県条例第21号。以下「条例」という。)に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(使用料の納付)

第2条 条例第9条第1項の規定による使用料(以下「使用料」という。)は、前納しなければならない。

(使用料の免除等)

第3条 条例第9条第2項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、当該許可の申請をする際に、使用料免除申請書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に当該申請書の提出を不要と認めて別に定める場合に該当するときは、この限りでない。

2 条例第9条第3項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、還付の理由の生じた日から起算して15日以内に、使用料還付申請書を知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第4条 条例第12条第1項の規定による条例別表第5の上欄に掲げる都市公園の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第十二条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

(利用料金の免除等)

第5条 条例第16条第3項の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は当該各号に定める額とする。

- 一 次に掲げる者が山梨県緑が丘スポーツ公園のスポーツ会館(屋内プール)山梨県小瀬スポーツ公園の水泳プール若しくはアイスアリーナを個人で利用するとき又は山梨県笛吹川フルーツ公園の温室・展示室若しくは山梨県森林公園金川の森のターゲットバードゴルフ場を利用するとき(イに掲げる者が山梨県笛吹川フルーツ公園の温室・展示室を利用する場合を除く。) 利用料金の全額
- イ 65歳以上の者(山梨県森林公園金川の森のターゲットバードゴルフ場を利用する場合にあつては、県内に居住する者に限る。)
- ロ 障害者基本法 昭和45年法律第84号 第2条に

規定する障害者及びその介護を行う者

八 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校(次号において「小学校等」という。)の児童又は生徒(土曜日に利用する場合であつて、定期利用に該当しないときに限る。)

二 県内の小学校等の児童又は生徒及びこれらの引率者が、教育課程に基づく教育活動として山梨県笛吹川フルーツ公園の温室・展示室を利用するとき。 利用料金の全額

三 県が公用又は公共用として利用するとき。 利用料金の全額

四 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたととき。 知事が相当と認める額

第6条～第7条(省略)

(損傷等の届出)

第8条 公園施設又は設備若しくは器具を損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(書類の様式等)

第9条 都市公園法 昭和31年法律第79号。以下「法」という。) 条例及びこの規則の規定による書類の様式は、それぞれ次のとおりとする。

- 一 法第5条第1項の規定による公園施設設置許可申請書 第1号様式
- 二 法第5条第1項の規定による公園施設管理許可申請書 第2号様式
- 三 法第6条第2項の規定による都市公園占用許可申請書 第3号様式
- 四 条例第4条第1項の規定による都市公園内制限行為許可申請書 第4号様式
- 五 法第5条第1項及び第6条第3項並びに条例第4条第1項の規定による変更許可申請書 第5号様式
- 六 第3条第1項の規定による使用料免除申請書 第6号様式
- 七 第3条第2項の規定による使用料還付申請書 第7号様式
- 八 条例第12条第1項の規定による指定管理者指定申請書 第8号様式
- 九 条例第19条第2項の規定による保管工作物等一覧簿 第9号様式

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年五月一日から適用する。

附 則(平成二〇年規則第一六号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

## 8. 関係委員名簿

### (1) 山梨県文学館協議会委員

(任期 平成21年9月29日～平成23年9月28日)

氏名	役職等
今村 千春子	県市町村教育委員会連合会代表( H22.1 まで )
増坪 愛子	県市町村教育委員会連合会代表( H22.2 から )
赤池 あずま	県社会教育委員代表
宮崎 吉宏	山梨文芸協会事務局長
向山 文人	報道関係( 山梨日日新聞社論説委員長 )
古屋 未知男	報道関係( テレビ山梨放送本部・報道制作局長 )
宮司 幸雄	報道関係( NHK甲府放送局副局長 )
橋本 朝生	山梨大学教授
石田 千尋	山梨英和大学教授
数野 強	元山梨県教育長
小野 正	公募委員
水垣 彩	公募委員
乙黒 幸江	前中央市立玉穂生涯学習館館長
益田 洋美	県公立小中学校長会代表
辻 泰	県高等学校長協会代表

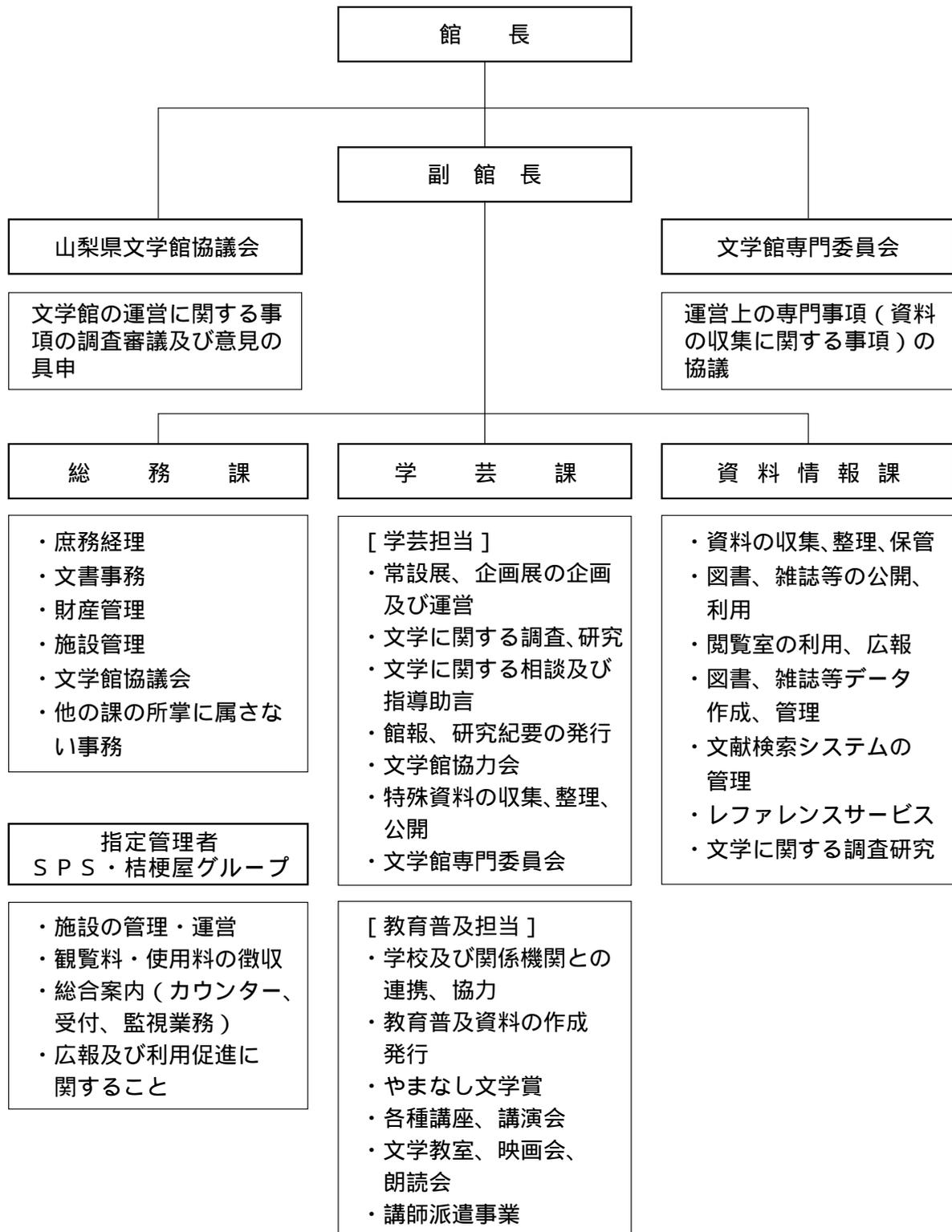
### (2) 山梨県立文学館専門委員

(任期 平成21年3月1日～平成23年2月28日)

氏名	役職等
阿毛 久芳	都留文科大学教授
白倉 一由	山梨英和短期大学名誉教授
高室 陽二郎	元山梨放送社長
中丸 宣明	山梨大学教授
野山 嘉正	元放送大学教授
吉川 豊子	山梨県立大学教授

# 9. 組 織

## 組 織 図



# 職員名簿

平成21年度

館長	近藤 信行
副館長(兼)	竹井 保久
学芸幹	井上 康明

## 総務課

課長(兼)	清水 富子
-------	-------

## 総務管理スタッフ

主査(兼)	上田 広樹
主事(兼)	中島 文彦
主事(兼)	長田 勝由
主事(兼)	丸山 衛嗣
主任業務員(兼)	市村 賢明
非常勤嘱託(兼)	中嶋 栄子

兼)は美術館と兼務。

(平成21年4月からの指定管理者制度導入による)

## 指定管理者( S P S やまなし )

総支配人	伊藤 せい子
支配人 広報イベントマネージャー	岩井 裕一
運営 マネージャー	河合 悠介
経理総務 マネージャー	窪田 幸明
受付・サービス マネージャー	桑田 友理子
施設管理 マネージャー	加藤 由一
舞台管理 貸し館担当	佐竹 和宏
広報・イベント 経理・総務	五味 勇二 安達 真由弥

## 学芸課

課長(事務取扱)	井上 康明
学芸員	高室 有子
学芸員	保坂 雅子
教育主事	古守 やす子
教育主事	名執 弘美
学芸員	中野 和子
非常勤嘱託	加藤 正彦
非常勤嘱託	佐藤 明子

## 教育普及担当

教育主事	小林 ますみ
教育主事	杉原 真理
非常勤嘱託	石川 泰平

## 資料情報課

課長(事務取扱)	竹井 保久
----------	-------

## 情報スタッフ

副主査	三澤 麻須美
主査	戸澤 きよみ
副主査	小林 幸代
非常勤嘱託	深澤 真由美
非常勤嘱託	石原 宝
非常勤嘱託	高田 あゆみ
非常勤嘱託	望月 綾